

野焼きは法律で

禁止されています！

野焼きとは、適法な焼却施設以外でごみを燃やすこと及び家庭ごみ、剪定枝などを野外で焼却することです。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉の使用も**原則禁止**です。

野焼きは一部の例外を除き『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2』で**禁止**されており、**違反した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金又は両方が科せられます。**

野焼き禁止の例外となる廃棄物の焼却（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）河川管理を行うために伐採した草木の焼却
- 2 災害、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例）災害時の木くずの焼却、道路管理のため剪定した枝などの焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）どんと祭における門松、しめ縄などの焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例）稲わら、伐採した枝などの焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例）落ち葉程度のたき火、キャンプファイヤーなど

※農業・林業・漁業などを営むためにやむを得ず行う「**例外的に認められる焼却**」であっても、**量、風向き、時間帯など最低限のマナーと周辺への心配りが必要**です。野外焼却(野焼き)については、各市町のホームページや窓口へお問い合わせください。

↓ [各市町のホームページで確認する](#)（下線部をクリック または QRコードを読み取りアクセス） ↓

石巻市役所 廃棄物対策課 0225-95-1111（内線番号：3375・3376）

[トップページ](#) > [市民の方へ](#) > [くらしと仕事](#) > [ごみ・リサイクル](#)
> [ごみの分別・出し方、粗大ごみの出し方](#) > [野焼きの禁止について](#) (PDF)



東松島市役所 市民生活課 0225-82-1111

[ホーム](#) > [生活情報](#) > [住みよい街に](#) > [ゴミの出し方・減量](#) > [野焼きは法律で禁止されています。](#)



女川町役場 町民生活課 環境係 0225-54-3131

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [環境・ごみ その他・環境対策](#)「[野焼きの禁止について](#)」



～ 野焼き火災 石巻地区広域管内の現状について ～

石巻地区広域管内では、「ごみの焼却」や「枯れ草焼き」等に起因した火災が毎年数多く発生しています。

このような焼却、
していませんか？！



地面で直接焼却 ブロック囲い ドラム缶 一斗缶

👉 これ、すぐに
やめましょう！

○ 野焼きは大火の危険性

火災原因は、「風が強く乾燥した日に行われ、風にあおられて周囲の可燃物に着火した」、「消火の確認をせずにその場を離れたために周囲に延焼した」等の状況がほとんどです。

テレビや新聞で、「裏の山に燃え移った…」から「隣の町まで延焼…」、「〇〇日たっても鎮火せず…」と報道があるように、**大規模な火災に発展する危険性**があります。



山林に燃え移る直前で鎮火した火災現場

○ 消防署への届出について

消防署への届出は、火災の煙と間違わないようにするためのもので、**焼却の可否を判断するものではありません。**

消防署へ届出たとしても、例外を除いた廃棄物の焼却は禁じられているため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されることがあります。

「例外」でしょ…?、「やむを得ない」でしょ…? という方へ

環境省は、下記の通知でおおむね次のように回答しています。

①処理基準に適合しない焼却行為は、措置命令等の行政処分や行政指導を行うことが可能である。

②生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は、「例外」や「やむを得ないもの」に含まれない。

※ 詳細は下のリンクから下線部をクリックまたはQRコードを読み取り、ご確認ください。

【環境省通知】 環循適発第2111305号 令和3年11月30日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について(通知)



**火災の多くは、一人ひとりが気をつけることで防ぐことができます。
火災の未然防止のため、石巻地区広域管内の住民の皆さんのご協力をお願いします。**